平成24年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成24年9月5日 (水曜日)

議 事 日 程 (1)

平成24年9月5日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議案第44号 芦屋町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について
- 第4 議案第45号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の制定について
- 第6 議案第47号 芦屋町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第48号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第49号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 1号)について
- 第 10 認定第 2 号 平成 2 3 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第11 認定第3号 平成23年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 12 認定第 4 号 平成 2 3 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第13 認定第5号 平成23年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第14 認定第6号 平成23年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
- 第15 認定第7号 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第16 認定第8号 平成23年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
- 第 17 認定第 9 号 平成 2 3 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第18 報告第4号 財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について
- 第 19 報告第 5 号 平成 2 3 年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
- 第20 報告第6号 専決処分事項の報告について
- 第21 報告第7号 専決処分事項の報告について
- 第22 請願第2号 拉致問題意見書決議(案)に関する請願について

第23 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の 構築を求める意見書について

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男

5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人

9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美

13 番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男 モーターボート競走事業管理者 仲山武義 総務課長 小野義之 企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司 税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子 福祉課長 吉永博幸 地域づくり課長 松尾徳昭 学校教育課長 岡本正美 生涯学習課長 本田幸代 競艇事業局次長 大長光信行 事業課長 病院事務長 森田幸次 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開会

〇議長 横尾 武志君

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

〇議長 横尾 武志君

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月5日から9月18日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

〇議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、5番、貝掛議員と、8番、 小田議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

日程第3、議案第44号から日程第23、発議第5号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員及び発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

〇議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。それでは、早速、本日提案いたしております議案につきまして、 提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号の芦屋町社会福祉法人の助成の手続に関する条例につきましては、社会福祉法人に対する補助金の支出手続を定めるため、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

議案第45号の芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例につきましては、社会福祉法第107条に規定する、地域福祉計画を策定及び推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例を制定するものでございます。

議案第46号の芦屋町災害対策本部条例につきましては、災害対策基本法第23条の2第8項 の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

議案第47号の芦屋町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布・施行されたことに伴い、芦屋町防災会議条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号の平成24年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,200万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、普通交付税や臨時財政対策債を増額計上しているほか、福岡県介護基盤 緊急整備補助金を措置しております。

歳出につきましては、財政調整基金積立金や芦屋町介護基盤緊急整備補助金を計上しているほか、社会福祉協議会補助金や観光協会運営費補助金、水田農業担い手機械導入支援事業補助金を措置しております。また、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として、文書整備業務委託を計上しております。

議案第49号の平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)につきましては、収入では、ボートピア勝山に係る施設譲渡に伴い、開催収入などの営業収益534万2,000円を増額計上しております。支出では、ボートピア勝山に係る施設譲渡に伴う、ボートピア勝山及び場外発売受託事業費並びに、芦屋本場の大型映像装置更新に伴う開催費などを計上し、営業費用2,689万3,000円を減額しております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成23年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号から第9号までは、各公営企業会計の平成23年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により認定をお願いするものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第4号の財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

報告第5号の平成23年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第6号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅使用料の滞納者に対し、訴訟による建物明け渡し等の請求を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第7号の専決処分事項の報告につきましては、芦屋東小学校外部改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、簡単でありますが、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいます ようお願い申し上げます。

〇議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わります。

次に、5番、貝掛議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。貝掛議員。

〇議員 5番 貝掛 俊之君

皆さん、おはようございます。5番、貝掛でございます。

請願第2号拉致問題意見書決議(案)に関する請願について。

平成14年9月17日の日朝首脳会談におきまして、北朝鮮当局が拉致を認めてから10年が 過ぎようとしています。

先日の報道では、平成20年の8月以来となる、日本と北朝鮮による外交当局の協議が北京で行われ、課長級から局長級に格上げした本格的な協議を早期に開催することなどで合意したということでありますが、依然としてこの拉致問題解決への道のりは険しいものと考えます。

我が国には、政府認定の拉致被害者のほか、拉致の可能性を排除できない特定失踪者といわれる方々が470名おり、これらの方々とそのご家族には高齢の方々も多数おられ、問題解決に一刻の猶予も許されない状況にあります。

昨年、金正日総書記が死去し、北朝鮮をめぐる情勢に動きが生じています。この機会を逃すこ

となく、改めて、人権、人道的問題として広く国際社会に訴えかけるとともに、国家主権の問題 として、拉致問題なくして日朝国交が正常化なしという基本方針のもと、拉致被害者を必ず救済 するという、国家としての強い決意による行動をとるべきであると考えます。

以上のことから、私はこの請願の趣旨に賛同し、紹介議員となりました。

拉致問題は、国家主権の侵害という、我が国にとって、そして私たち日本人にとっても極めて 重大な問題であります。どうぞ、議員各位の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。終わり ます。

〇議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の趣旨説明は終わります。

次に、9番、今井議員に発議第5号の趣旨説明を求めます。今井議員。

〇議員 9番 今井 保利君

9番、今井でございます。

発議に皆様方の資料ありますけども、地球温暖化ということの大きなテーマで、京都議定書初め、現在世界中でいろんなことへの、仕組みがつくられている。ここ日本でも、これから、いわゆる省エネということも背景にしながら、この温暖化に対する仕組みをつくるわけですけども、これに対しては、当然、地方の負担、それから国の負担いろいろ分かれるわけですけれども、そこの2番目の一番最後のページにあります案の内容のように、地方としての財源をきちんと確保して、仕組みをつくろうというのが、この提案の内容でございます。

ぜひ慎重に、委員会でのご検討をお願いして、私の提案とします。

〇議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の趣旨説明は終わります。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第44号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第4、議案第45号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第5、日程第46号についての質疑を許します。

〇議長 横尾 武志君

小田議員。

〇議員 8番 小田 武人君

4ページの案ですけど、2条の所部の職員という読み方でいんですかね。 これと、3項の本部員はという表現されてますが、これの違いをお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

総務課長。

〇総務課長 小野 義之君

ただいまの質問に対してお答えいたします。

第2条に、「災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。」ということで、所部というのは、この災害対策本部の事務を組織しておりますので、その 組織員ということでご理解いただければなと思っております。

それと、第3条の3項の「災害対策本部員がこれに当たる。」というのは、一応災害対策本部 長の指名する災害対策の本部の員ということで、これについても災害対策本部は、今一応、今回 組織としては部を設置しておりますので、こういった部、組織としては、この条例でいいますと ころは、部制をしくというようなことで、まあ、従前、災害対策本部の運営に当たりましては、 規則で運営しておったんですけれども、今回、災害対策基本法の中では、この災害対策本部の組 織と部を明記しなければならない、そういったことで法律の趣旨がございますので、新たに災害 対策本部条例ということで設置するものでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

よろしいですか。

〇議員 8番 小田 武人君

はい。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第6、議案第47号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第48号についての質疑を許します。小田議員。

〇議員 8番 小田 武人君

12ページ、歳出の総務費の財産管理費、6目の、江川台公民館横云々の地質調査委託、設計委託料が339万6,000円ほど計上されておりますけれども、地質調査する目的、何のためにされるのか、ちょっとお尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

財政課長。

〇財政課長 柴田 敬三君

江川台の公民館がありますが、その横、街区でいきますと江川台の21街区になるんですが、7月下旬にここの法面に亀裂が見つかりました。現在、応急処置としては、ブルーシートをかけて対応はしてるんですが、その亀裂の状況、現状はどのくらい危険度があるかっていうのがちょっと判断しづらいと、今後どういう対策をすべきかということを判断するために、ボーリング調査をやるということで、地質調査ですね、4カ所ほど、約4本で30メーター程度のボーリングをすることによって、危険度、それからの対策、こういうことをするための予算の計上でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

予算書の12ページでございます。企画費のところで、負担金、三里松原海岸保全対策協議会という負担金が18万ほど出ております。この協議会のメンバー構成といいますか、これ、従前から岡垣、県ということに、ちょっとお聞きしますけど、メンバー構成をお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 中西 新吾君

以上です。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

そしたら、その中には、地元の自治区、観光協会ということで、学識経験者等については考えておられないわけでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

企画政策課長。

〇企画政策課長 中西 新吾君

学識経験者も加える予定にしております。

〇議長 横尾 武志君

以上です。

よろしいですか。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第8、議案第49号についての質疑を許します。

〇議長 横尾 武志君

小田議員。

〇議員 8番 小田 武人君

まず2点ほど、これ、所管が違うもんですからね、ここでお尋ねしておきますが、2点ほどお尋ねしたいんですが、町長の提案理由の説明の中でも、ボートピア勝山に係る施設譲渡に伴う、ということでございますが、この施設譲渡ということについて私どもは所管外でございますけれども、初めて聞くというか、そういう気がしておりますが、所管委員会にはこの説明をされて、そこら辺の経過説明なりがなされておるのかどうなのか、まずそれが1点ですね。

それと、28節の負担金補助及び交付金、周辺環境整備助成金という形で計上されておりますが、これの内容、いわゆる事務対策だろうと思うんですけれども、どういう形でこれがなされるのか、みやこ町を経由して地元に交付されるのかというな面も含めて、お尋ねいたします。

〇議長 横尾 武志君

大長光課長。

〇競艇事業局次長 大長光信行君

1点目の資産譲渡の説明等について、所管の委員会ということで、あったのかということでございますが、全員協議会におきまして、親会社、三井リースというんですが、そこより芦屋町に対して資産譲渡の申し入れがあったことに対して、芦屋町としてはそれについて条件が整えば譲

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

周辺対策助成金についてでございますけれども、これはボートピア事業を開始する際には、周辺の自治区に対して、設置についての同意をいただく必要があるわけですけれども、これは現在の施設会社のほうがボートピアを設置する際に、周辺自治区の同意をいただく際に、お約束をしておりました助成金ということになります。施設譲渡に伴いまして、それを引き継いで助成するということで、ボートピア勝山に隣接しております2自治区に対して助成するものでございます。以上です。

〇議長 横尾 武志君

はい、ほかにございませんか。今井議員。

〇議員 9番 今井 保利君

すみません、今、私も、認定7号のとこで聞こうかと思ったんですけど、既に今小田議員のほうから勝山についての質問が出ましたので、ここで私も勝山に関する、先ほどのご説明では、全協で全議員に説明され、逐一委員会にご説明はされてるというお返事でしたんですけど、私たまたまそのほうの委員会ではございませんので、本当に簡略でいいんですけども、この土地建物の購入はどのように行われたのか、まずそこを1つ目お聞きしたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

ボートピア勝山の場外発売場につきましては、まずボートピアの形態がどのような形になっているかというとこなんですけども、施設会社のほうが、場外発売場の施設を設置しまして、その施設を、施行者であります芦屋町が借り受けて事業を運営するというような形態をとっております。

で、このボートピア勝山の施設会社であります株式会社ビー・ケーより、このたびボートレース事業から撤退したいということで申し入れがありまして、現在の施設のほうを芦屋町のほうで 譲り受けてほしいというような申し入れがあっております。

これを受けまして、現在の施設の状況等を調査しまして、現在の施設会社のほうと協議を重ねました結果、今年度の9月30日付で施設を無償で譲渡を受けるようにしております。

これに伴いまして、10月1日からは、芦屋町のほうで施設の管理を行うということになりま

すので、これまで施設会社に支払っておりました施設の借り上げ料を減額しまして、今後半年必要となります施設の維持に係る予算を、今回計上しておるものでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

今井議員。

〇議員 9番 今井 保利君

今、ビー・ケーとか三井リースと、2つの名前が出てきたんですが、これ同じものかどうか。 それから、この土地と建物を無償で譲渡を受けたというご表現でしたけども、譲渡というのは、 無償であっても、まあ、土地と建物ですね、実質的法律的にどういうふうに譲渡されたのか、当 然それに対しては、無料であっても課税かかると思いますし、その辺の説明をお願いいたします。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

すみません、失礼しました。株式会社ビー・ケーとJA三井リースの関係ですけれども、 100%JA三井リースの子会社であります株式会社ビー・ケーということで、このボートピア 勝山を運営するためにつくられている会社が株式会社ビー・ケーと、その親会社がJA三井リー スというような関係になります。

それから、施設譲渡についてですが、今回の施設譲渡が無償で行われるということ、それから 譲渡契約において、返還の条件等の負担条項がついてないことから、一般的な土地とか建物を寄 附するということと同様の取り扱いであると考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

今井議員。

〇議員 9番 今井 保利君

それでは、最後ですけれども、私のほうのこれは、委員会の所属ではありませんから、質疑と同時に、委員会のほうでこの辺の検討もしていただきたいが、まず質疑をします。いわゆる、ただでいただいて、まあ、賃借料は今後発生しないし、しかし当然土地建物の管理費は発生するでしょう。同時に、今ボートの売り上げも落ちてる中での財政のシミュレーション、その辺の、何年か古い建物でしょうし、その辺を維持管理するのも含めて、シミュレーションをされたかどうかだけをお答えいただきたいと思います。

なお、これ3回目の最後の質問ですから、ぜひ委員会の中ではこの土地と建物の審議される中では、売上減少土地建物をどのようにするかということも含めた、コストシミュレーションをし

っかりと審議されることを祈って、3回目の質疑といたします。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

今後の収益のシミュレーションということですけれども、具体的なシミュレーションを行っている、現時点で行ってはおりません。

ただし、今後5年程度は、施設に対して資本を投下する必要はないというような判断から、当面は現在の状況で十分収益を上げることができるというふうに考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

ほかに、内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

関連なんですけども、ちょっとお尋ねいたします。

先ほど、この分については23年9月21日の全協で一応お話されております。その時には、 無償譲渡っていう話はまだクエスチョンで、まだ決まってないということでございました。今回 こういうに予算が上っておりますが、無償譲渡の契約は済まされてるのでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

6月に契約をしたところでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

内海議員。

〇議員 2番 内海 猛年君

今回予算で、営業収益で534万2,000円、それから事業経費のほうは、減額として総額で2,600万ですが、大型映像機を除きまして約2,200万ぐらいの減額という、合わせまして約2,700万のプラス要因が、10月からの分で出てるということになると思います。

この施設は、1994年平成6年に設立されて、もう既に18年経過しております。当然これから先、いろんなメンテの分が増額するであろうという予測がされます。今回、こういうような形で無償譲渡受けておられますけども、先ほど今井議員からもお話がありましたように、十分将来的な見通しは立てた中で、運営をやっていただきたいと思っております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

いいですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないですか、ないようですけど、さっき、ちょっと私から、大長光課長は、委員会に私も総務 財政委員会におりますけど、昨年の9月以降1回も委員会にそういう報告ありませんよ。委員会 の名誉のために言うときます。だから、それから先の経緯は、委員会では話しておりません。き ょういきなり出ております。(発言する者あり)

昨年の9月に全協で譲渡を受けるかもわかりませんよという話はあったけど、それ以降は委員 会にも何にもありません。ありましたか、委員長。

〇総務財政常任委員長 辻本 一夫君

先ほど小田委員のほうから質問があったときに、大長光次長のほうからは、委員会に逐次経過をしましたという話がありました。私はそのとき聞いてどうしようかなと思ったんですけど、今そういったように議長からも質問がありましたのでお答えしますが、委員会としては、昨年の、時期は忘れました6月ですか、その時点で、勝山については無償譲渡を受けるという話があっておりますということで、現在まできております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

課長、答弁をちょっと少し撤回しとってください。

〇競艇事業局次長 大長光信行君

ちょっと今手元に、私どもが委員会にいろいろな案件のご相談してる分がございます。報告した分がございません。ちょっと手元持ってきておりませんが、先ほど私が言いましたのは、全協のほうで申し出があって、譲渡を受けるという方向で、今検討を進めてるということを全協でお話したと思います。

その後、契約を締結する、これもう6月に契約締結しておりますので、その件につきましては、 そのことも含めて報告したという認識してると思うんで、そういうふうに言いましたが、ちょっ ともう一度確認をした上で、お返事したいと思います。どうも、すみませんでした。

〇議長 横尾 武志君

はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9認定第1号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第10認定第2号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第11認定第3号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第12認定第4号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第13認定第5号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第14認定第6号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第15認定第7号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第16認定第8号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17認定第9号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第9号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第18報告第4号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第19報告第5号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第20報告第6号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第21報告第7号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第22請願第2号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。 次に、日程第23発議第5号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ないようですから、発義第5号についての質疑を打ち切ります。 以上で質疑を終わります。

〇議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第44号から日程第8、議案第49号、日程第10、認定第2号から日程第17認定第9号及び日程第22、請願第2号から日程第23、発議第5号までの

各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〇議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第9、認定第1号については、議会改革特別委員会で決定したとおり、 13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することとしたいと思いま すが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〇議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。 お疲れ様でした。

午前10時41分散会